自筆証書遺言書保管制度

書いて安心　遺言書
預けて安心　法務局

～法務局から講師を派遣します～

遺言書を書いたけど見つけてもらえるか心配だ！
自筆証書遺言書保管制度ってどんな制度なの？
遺言書の保管申請ってどうすればいいの？

遺言とは，自分が生涯をかけて築き，かつ守ってきた大切な財産を，最も有効・有意義に活用してもらうために行う遺言者の意思表示です。中でも，自筆証書遺言は，自書さえできれば遺言者本人のみで作成することが可能であり，手軽で自由度の高いものです。しかし，作成後，そのまま自宅で保管することが多いことから，遺言者の死亡後，相続人等に発見されなかったり，一部の相続人等により改ざんされてしまう等の問題がありました。

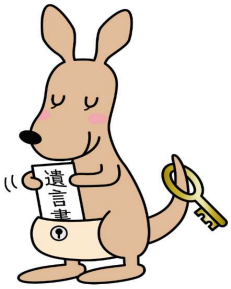

遺言書ほかんガルー

法務局では，自筆証書遺言のメリットを損なうことなく，問題点を解消するための新たな制度として自筆証書遺言書保管制度を創設し，令和２年７月１０日から法務局において，自筆証書遺言書の保管を申請することができるようになりました。

この制度は，作成された自筆証書遺言書を法務局が保管・管理するもので，遺言者の死亡後は，相続人等の請求により「遺言書情報証明書」等が発行されます。

そこで，より多くの方に本制度をご理解いただくため、貴方で開催する「終活」等に関するセミナー等において法務局職員が本制度の概要や申請手続について分かりやすく説明させていただきます。

なお，講師の派遣に掛かる交通費などは一切不要ですので，講師の派遣をご希望される場合は，別紙申込書に必要事項をご記入いただき，郵送又はＦＡＸにて申込み願います。

【問い合わせ先】
さいたま地方法務局供託課
電話：048－851－1000（代）

自筆証書遺言書保管制度の講師派遣について

さいたま地方法務局では、県民の皆様からの御依頼により、皆様の御都合のよい場所（コミュニティセンターなど）に法務局の職員を派遣し、自筆証書遺言書保管制度に関する出前講座を行っています。

【内容】

令和２年７月１０日から始まった自筆証書遺言書を法務局で保管する制度についての概要や申請手続について説明します。

講座時間は１時間程度を予定していますが、御要望に応じて調整することは可能です。

※　資料代や講師料は無料です。

【対象者】

埼玉県内の公共性のある各種団体、グループ（市民団体、地方公共団体、町内会など）で、おおむね１０名以上を対象とします。

【日時・会場】

日時は、平日月曜日から金曜日の午前１０時から午後４時までを開始時間とさせていただきます。

ただし、業務の都合上、御希望に添えない場合がございますので、あらかじめ御了承願います。

会場は、申込みをされる団体等で御用意願います。

【お申込み・お問合せ先】

講座開催希望日の１か月前までに、「講師派遣申込書」に必要事項を御記入の上、さいたま地方法務局供託課宛て郵送又はＦＡＸにてお申込みください。

〒３３８－８５１３
さいたま市中央区下落合５丁目１２番１号
さいたま地方法務局　供託課　宛て
電話０４８－８５１－１０００　　ＦＡＸ０４８－８５１－１０６４

「自筆証書遺言書保管制度」
講師派遣申込書

令和　　年　　月　　日

ＦＡＸ番号：０４８－８５１－１０６４

以下の項目に記入いただき，郵送又はＦＡＸにてお申込みください。申込書受領後，担当者様宛てにお電話いたします。御希望の時間等について，日程調整させていただきます。

団　体　名		
所　在　地	埼玉県	
担　当　者		
電　話　番　号		
メールアドレス		
講演等の希望日時	第１希望	年　月　日 時　分　～　時　分
	第２希望	年　月　日 時　分　～　時　分
	第３希望	年　月　日 時　分　～　時　分
	講演時間	分程度
受講者等	名　（対象者：　　）	
会場の設備状況	プロジェクター（　有　・　無　）　パソコン（　有　・　無　）	
会場となる場所	埼玉県	
質　問　等		

（申込先）　さいたま地方法務局　供託課
電話　048-851-1000